

懲罰決定について

1. 処分対象者
本会の登録者
2. 事案の概要
小学生選手に対する暴力・暴言
3. 処分内容
6 か月間の「バドミントン関連活動の禁止」とする。
4. 処分決定日
2026 年 7 月 29 日
5. 根拠規定
本会倫理規定第 2 条第 5 号及び第 4 条第 1 項
登録者等懲罰規程第 3 条第 1 項第 1 号、第 4 条第 1 項第 1 号及び第 5 条第 3 号

以上